

令和2年4月8日

ご親族等の皆様へ

特別養護老人ホーム敬祥苑
施設長 赤羽 基行

感染症への対応のためのお願い

春暖の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年に入ってから新型コロナウイルスによる感染症については予断を許さない状況であり、全国的にも収束の兆しが見えない状況にあります。特に最近は、感染経路が判明しない症例が増えており、私どもも細心の注意をもって業務にあたっておりますが、高齢者介護施設においては疾病が発症・重症化しやすい方が入所いただいていることから、面会について下記のこととさせていただきます。何卒ご理解のほどお願いいたします。

なお、事情に変わりがありました時は、都度ご連絡をさせていただきます。

記

- **面会**については、**原則的にお断り**させていただきます。(感染症まん延防止のため。)
 - 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」(R02/02/24 付、「厚生労働省健康局結核感染症課」等発)により、面会について「**緊急やむを得ない場合を除き**」制限をすることの趣旨によります。
 - 「緊急」「やむを得ない」ことの一律の評価は困難なため、ご事情を伺ったうえで職員の判断となることがあります。
 - その上で面会をしていただく場合は、**居室以外の場所で短時間で**のお願いすることとなります。
 - 面会の際は**マスク**をご持参して着用いただき、**玄関の手指消毒液での手指の消毒**をお願いします。
 - 前回のお知らせと同様に次のような場合は、**面会を固くお断り**いたします。
 - ① 頻繁にせきやクシャミが出ている。
 - ② 発熱している (37.5℃以上)、又は微熱があり発熱傾向にある。
 - ③ 面会ご本人や同居家族に、風邪症状やインフルエンザ症状があるか、改善してから日が浅い。
 - ④ 最近、多数の人が集まる閉じられた空間に長くとどまったことがある。(感染リスクが高い。)
 - 日用品等をお渡しになる訪問の場合は、職員がお預かりしての対応となることがあります。
- ⇒ ご面会の予定がある親族や知人の方にもお知らせいただくと幸いです。
- ⇒ 面会の制限をしなくなった時期には、改めてお知らせいたします。

以上

以上のことについて、皆様の格別なるご理解ご協力を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。